自己点検票（居宅介護支援）の確認について

自己点検票（居宅介護支援）は適切な居宅介護支援が行われたかを確認するために作成します。記載例を参考に、利用者ごとに作成してください。

**１　利用者の情報**

　　□氏名、保険者、事業所で最初に居宅サービス計画を作成した日、要介護認定の履歴、入院・入所歴、担当介護支援専門員等の情報を記載する。

**２　居宅サービス計画の作成（変更）理由**

　　□認定申請に伴う居宅サービス計画の作成または変更の場合は、上段セルのプルダウンのリスト（左：新規申請・更新申請・変更申請、右：認定申請中・認定済）から選択する。

　　□認定申請以外の理由（サービス内容変更、目標期間延長など）の場合は、下段セルに理由を記載する。

**３　課題分析（アセスメント）**

■居宅サービス計画の新規作成・変更の際に、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して課題分析（アセスメント）を実施しているか。【運営基準減算要件】

⇒第５表（居宅介護支援経過）、アセスメントの結果の記録等で確認

　　・課題分析標準項目（２３項目）「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平成１１年１１月１２日老企第２９号）」のすべてにおいて、十分把握した記録が必要。

・利用者の居宅以外（通所介護の事業所など）での面接は、アセスメントに該当しない。

□上記事項に留意し、適正にアセスメントを実施している場合は実施した年月日を記載し、実施していない場合は「×」を記載する。

**４　サービス担当者会議の開催**

■居宅サービス計画の作成または変更を行う場合や、要介護更新認定や要介護状態区分の変更認定を受けた場合に、サービス担当者会議（利用者及びその家族の参加を基本としつつ、担当者を召集して行う会議）の開催又は担当者への照会等を行っているか。【運営基準減算要件】

⇒第４表（サービス担当者会議の要点）、第５表（居宅介護支援経過）等で確認

・利用者ごとに、サービス担当者会議の要点（各サービスが共通の目標を達成するために具体的なサービスの内容として何ができるかなど）、または担当者への照会内容についての記録が必要。

・居宅サービス計画に位置付ける担当者から専門的な見地からの意見を求める必要あり。

・担当者からの意見により居宅サービス計画の変更の必要がない場合においても、記録の記載が必要。

・担当者に対する照会は、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る）の心身の状況等により主治の医師または歯科医師の意見を勘案して必要と認める場合や、サービス担当者会議の開催の日程調整を行ったが、担当者の事由により、会議への参加が得られなかった場合といった、やむを得ない理由がある場合のみ認められる。

・利用者、家族、介護支援専門員のみの会議は、サービス担当者会議に該当しない。

□上記事項に留意し、適正にサービス担当者会議を開催している場合は開催した年月日を記載し、開催していない場合は「×」を記載する。

**５　居宅サービス計画の作成**

　　□居宅サービス計画書第１表に記載されている「居宅サービス計画作成日」を記載する。

□居宅サービス計画書第２表に記載されている「長期目標」及び「短期目標」の期間を記載する。

□居宅サービス計画書の第１表から第３表まで、第６表及び第７表について、作成しているものを確認し、チェックする。

**６　居宅サービス計画原案の同意**

■居宅サービス計画の新規作成・変更に当たり、計画の原案の内容について利用者又はその家族に説明し、文書により利用者の同意を得ているか。【運営基準減算要件】

□居宅サービス計画の内容について利用者の同意を得た年月日を上段セルに記載する。

**７　居宅サービス計画の交付**

■居宅サービス計画を新規作成・変更した際に、遅滞なく利用者及び担当者に交付した事実を記録しているか。【運営基準減算要件】

⇒第５表（居宅介護支援経過）、計画交付の受領書等で確認

□利用者に居宅サービス計画を交付した年月日を下段セルに記載する。

□すべての担当者に居宅サービス計画を交付している場合は「〇」を記載し、そうでない場合は「×」を記載する。

**８　モニタリングの実施**

■少なくとも１月に１回は、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接して、モニタリングを行った内容を記載した記録があるか。特段の事情のため、利用者の居宅において利用者に面接できなかった場合は、当該事情の具体的な内容を記録しているか。【運営基準減算要件】

⇒第５表（居宅介護支援経過）等で確認

・「特段の事情」とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を主として指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれない。

・利用者の居宅以外（通所介護の事業所など）での面接は、モニタリングに該当しない。

・モニタリングの結果の記録については、家族の意向・満足度、目標の達成度、事業者との調整内容、居宅サービス計画の変更の必要性等の記載が必要。

・モニタリングシート等を使用し記録している場合は、その様式に従い必要事項を記載しているか。

・単に利用者の状況の変化等のみの記載は、モニタリングの結果の記録に該当しない。

□上記事項に留意し、適正にモニタリングを実施している場合は実施した月日を記載する。